

◎ 重層的支援体制整備事業の概要

令和3（2021）年4月に創設された重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現を目的として、社会的孤立や育児と介護のダブルケア、8050問題など、従来の高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者といった対象者別の制度では十分にケアしきれない複雑化・複合化したケースについて対応していくため、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築し、悩みを抱えた人・世帯に寄り添った伴走型の支援を行う仕組みをつくれるよう設けられた事業です。

また、本事業は、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かす中で、各分野の制度や縦割りのハードルを下げることにより、各分野間のスムーズな連携を促し、市町村全体の支援機関・地域の関係者が相談を断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに「世代や属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することとされています。

重層的支援体制整備事業で一体的に行う3つの支援

（1） 世代や属性を問わない相談支援

➔ 本人や世帯の世代や属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で行う支援

（2） 多様な社会参加支援

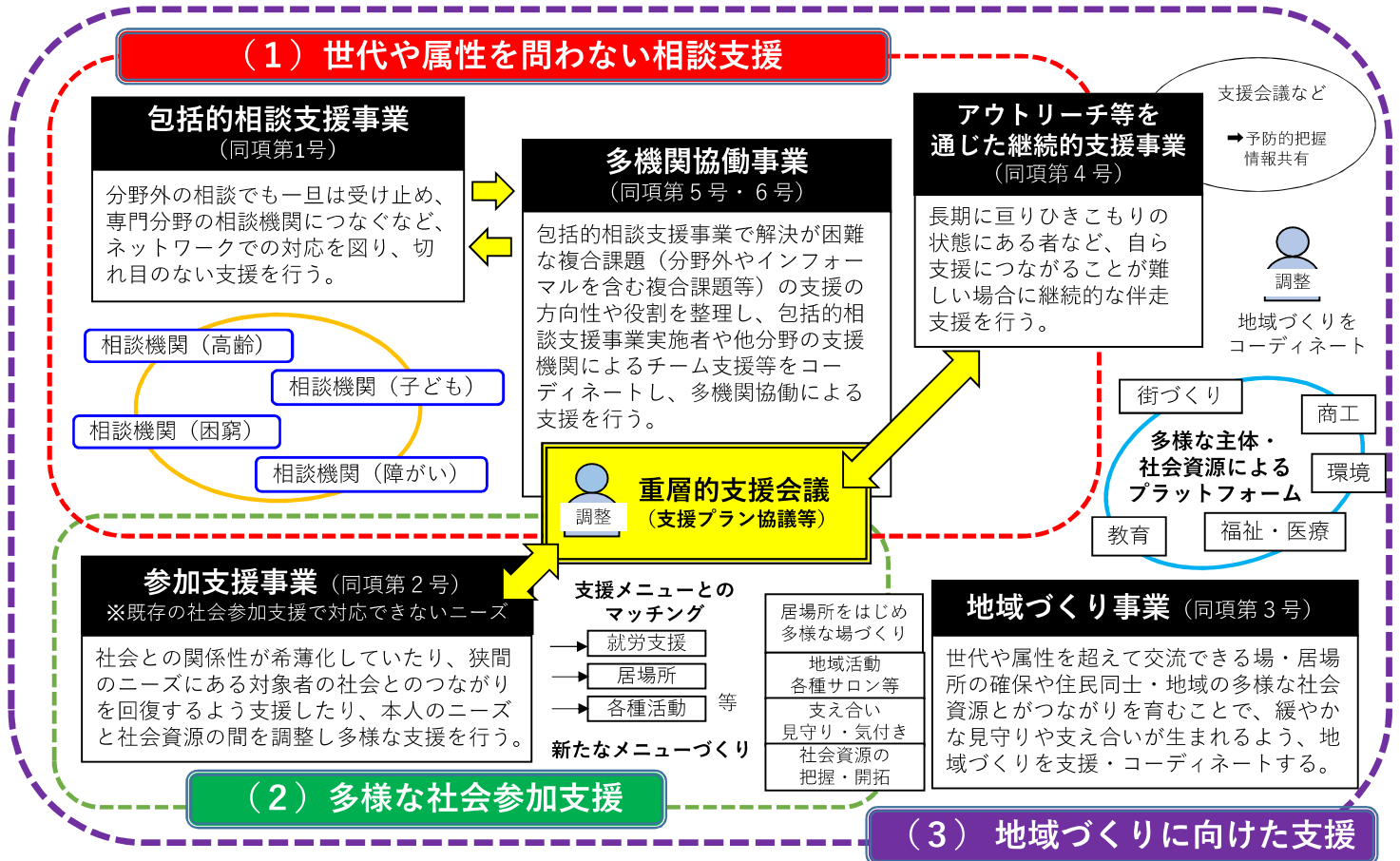
➔ 本人や世帯の状態に寄り添い社会とのつながりを段階的に回復する支援

（3） 地域づくりに向けた支援

➔ 多様な地域活動が生まれやすい環境づくり等の支援

※（1）～（3）の3つの支援のフィールドの重なりをもってセーフティネットの網を広げ、図1のとおり、3つの支援に係る5つの事業がそれぞれに連携し、重なり合うことで、複合化する課題等への対応や孤立させない地域社会の形成を目指します。

重層的支援体制整備事業（社福法第106条の4第2項）全体イメージ【図1】



なお、上記のとおり3つの支援は、下表の枠組みに沿って取り組みます。

重層的支援体制整備事業（以下に掲げる事業をすべて実施）			
法第106条の4第2項	事業名	既存制度の対象事業	
第1号	イ ロ ハ ニ	包括的相談支援事業	【高齢】 地域包括支援センターの運営
			【障がい】 障害者相談支援事業
			【子ども】 利用者支援事業
			【困窮】 自立相談支援事業
第2号	参加支援事業	新規	
第3号	イ ロ ハ ニ	地域づくり事業	【高齢】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
			【高齢】 生活支援体制整備事業
			【障がい】 地域活動支援センター事業
			【子ども】 地域子育て支援拠点事業
			【困窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	新規	
第5号	多機関協働事業	新規	
第6号	支援プラン作成	新規（※第5号において実施）	

◎ 高槻市における重層的支援体制整備事業の方向性

本市では、生活課題が多様化する世帯が全国的にも増加する中、これらの課題に対応していくため、令和元（2019）年8月に、高齢・障がい・生活困窮分野における相談支援業務をワンストップで行える総合相談窓口として福祉相談支援課を設置し、切れ目のない相談支援に取り組むとともに、高槻市社会福祉協議会に配置するコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の充実を図り、地域において、アウトリーチや本人とその世帯に寄り添った伴走型の支援等を行ってきました。また、生活支援コーディネーターの配置等を通して、高齢分野において地域に不足するサービスの創出や、担い手の養成、関係者間のネットワークの構築など、地域の社会資源を活かした取組等を実施し、包括的な支援体制の構築に資する取組を進めてきました。

さらに、令和3（2021）年3月に策定した第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画では、地域住民が主体の「福祉のまちかど相談」など、身近な地域で悩みごと・困りごとを抱える住民に気づき、相談を受け止める場づくり等を行うとともに、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や各分野の専門機関が連携し、地域で相談を受け止める場をバックアップする体制づくりを進めるなど、地域全体で課題解決にあたる包括的な相談支援体制の整備に取り組むとともに、その土台となる地域づくり・人材づくりにおいて多様な主体の参加と協働を推進した取組等を進めています。

これらのことを踏まえ、本市が重層的支援体制整備事業を実施するにあたっては、これまでの取組の成果と強みを最大限に活かしながら取り組むとともに、各分野で従来から進めてきた「相談」「社会参加」「地域づくり」の支援を横断的且つ一体的に実施することで、地域共生社会の実現に向けた本市の地域福祉計画・地域福祉活動計画の取組の一層の強化につなげ、人と人、人と地域（社会資源）がつながり合う地域づくりを目指します。

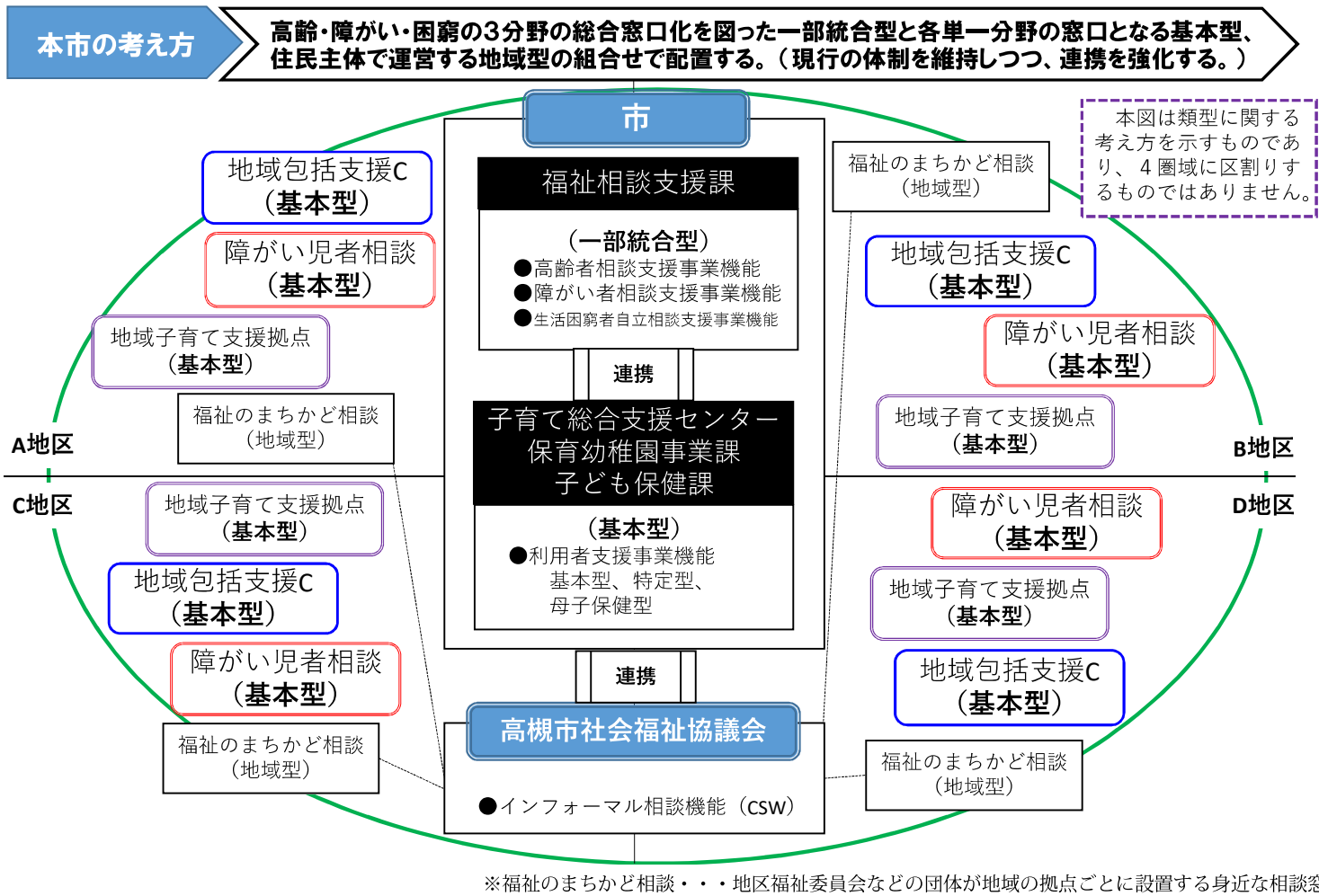
◎ 包括的相談支援事業・地域づくり事業に係る拠点の設置形態（本市の考え方）

各分野の既存事業で構成される包括的相談支援事業、地域づくり事業における拠点について、本市では既存の取組や実情を踏まえ、下記及び図2・3のとおり、いずれも現行の設置形態を維持する中で分野間連携を図ります。

包括的相談支援事業	一部統合型(福祉相談支援課)＋基本型(その他各分野の拠点) ＋地域型(福祉のまちかど相談)
地域づくり事業	基本型（全拠点）

※ 統合型・複合型：高齢・障がい・子ども・困窮の4分野を集約/基本型：単一分野/地域型：住民主体

包括的相談支援事業に係る拠点の設置形態・類型(配置方法)【図2】



地域づくり事業に係る拠点の設置形態・類型(配置方法)【図3】

